

若者向け農業啓発業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この要領は、「若者向け農業啓発業務」に係る受託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

若者向け農業啓発業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日

(3) 業務内容

別紙1「若者向け農業啓発業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託上限額

1,100千円（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和6年6月1日時点で、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ令和6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿の区分60「業務委託（企画・製作）」のコード06「イベント等の企画」及びコード07「イベント等の運営」の営業種目に登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の可決（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から契約締結までの間に、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 市税の滞納がないこと。

4 選定スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュールは、下表のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
審査委員会	令和6年4月22日（月）
実施要領等の公表	令和6年4月25日（木）
質問の受付期間	令和6年4月25日（木）から 令和6年5月13日（月）正午まで
参加意向申出書の受付	令和6年4月25日（木）から 令和6年5月20日（月）午後5時まで
質問に対する回答期限	令和6年5月14日（火）
企画提案書等提出期間	令和6年5月14日（火）から 令和6年5月29日（水）午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和6年6月4日（火）
審査委員会	令和6年6月10日（月）
受託候補者の決定及び通知	令和6年6月11日（火）
契約締結	令和6年6月11日（火）

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

（1）提出書類

プロポーザル参加意向申出書 〈様式第1号〉

※参加申込者（本社）の所在地・商号又は名称、代表者の職氏名を記入の上、代表者印を押印すること。

（2）提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時まで

（3）提出先 山口市農業振興課（山口市亀山町2-1）

（4）提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便とし、提出期限内必着）

（5）提出部数 1部

6 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、電子メールにて質問書〈様式第2号〉を提出すること。

（1）提出期限

令和6年5月13日（月）正午まで

（2）提出先

山口市農業振興課メールアドレス（n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp）

（3）回答方法

質問に対する回答は、集約した上で質問者名を伏せて令和6年5月14日（火）までに山口市公式ウェブサイトへ掲載する。ただし、簡易な質問等については電子メール等により個別に回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書 <<様式第3号>>

②企画書(任意様式)

A. 農業体験の企画資料

B. 農業関連授業の企画資料

C. その他事業の企画書

③1年間のスケジュール(任意様式)

④積算書(任意様式)

⑤業務実施体制 <<様式第4号>>

⑥過去3年以内の類似・関係業務実績書 <<様式第5号>>

⑦会社概要(任意様式)

⑧市税の滞納のないことの証明

(2) 書類作成上の留意事項

①文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字はこの限りではない。

②A4判縦、片面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3判を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

③企画提案書等一式を上記(1)①~⑦の順に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(3) 提出期限

令和6年5月29日(水)午後5時まで

(4) 提出先

本実施要領14に記載のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送(配達証明書付書留郵便とし、提出期限内必着)に限る

(6) 提出部数

10部(正本1部、副本9部 ※①・④の副本は写し可)

8 受託候補者の選定方法

別紙2「企画提案書等評価基準」に基づき、外部委員及び市職員で構成する評価委員会が企画提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を特定する。

評価委員会は、委託料の総額の範囲内で、60点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から多数決により選定する。

提案者が5者以上となった場合には、提出された企画提案書を基に書類審査を行い、プレゼンテーションの対象とする提案者をあらかじめ選定する。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

評価委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、時間及び場所等の詳細については、別途連絡する。

(1) 実施日 令和6年6月4日(火) 時間は別途指定する

(2) 開催場所

① 山口市役所 会議室棟 会議室D (山口市亀山町2番1号)

※控室は農業振興課内

② ZOOMによるオンライン

(3) 出席者 1 提案者につき3名以内

(4) その他

- ・ 説明は主担当者になる予定の者が中心となって行うこと。
- ・ プレゼンテーションの内容は20分以内で構成すること。また、提出書類及びプレゼンテーションの内容に関する質疑応答は、プレゼンテーションとは別に10分以内とする。
- ・ プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。
- ・ プレゼンテーションに使用する機器(大型モニター、パソコン)は、本市で用意するものとする。申請者がパソコンを持参する場合は、あらかじめ市に連絡するものとする。

10 選定結果の通知等

選定結果は提案者全員に文書により通知するとともに、山口市公式ウェブサイトにおいて公表する。

なお、選定された受託候補者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても名称を伏せて採点結果を公表する。

11 契約の締結

9で選定した受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じた時は、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、市は受託候補者の次点者と交渉を行うことがある。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

1 3 その他留意事項

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

1 4 問い合わせ先及び書類等の提出先

山口市農業振興課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話：083-934-2714

FAX：083-934-2651

Eメール：n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp